

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

◎厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表一			別表一		
	薬 剤	診断群分類番号		薬 剤	診断群分類番号
1～59	(略)	(略)	1～59	(略)	(略)
60	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日に、 <u>医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。</u> ）に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号	60	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
61～99	(略)	(略)	61～99	(略)	(略)